平成２２年（フ）第１０４号
群馬県前橋市南町３丁目65番地12―202号
債務者　櫻井　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１０５号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町181番地
債務者　向井礼治郎
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１０８号
群馬県前橋市天川原町１丁目17番地４
債務者　仁田原恵子
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第７６号
静岡県沼津市江浦42番地の９の３
債務者　大木　啓彰
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２１１１号
京都市北区新町通鞍馬口上る上清蔵口町170番地
債務者　小畑　郁子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４４号
京都市東山区三条通大橋東二町目48番地
債務者　國井　理香
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
京都府宇治市宇治若森29番地の１　セリバテール若宮101号
債務者　池田　　優
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地２―515
債務者　石井　岸栄
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地２―515
債務者　潮こと　石井　久嗣
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５号
京都市西京区桂木ノ下町30番地　シャトレ桂506
債務者　安達　敏明
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
大阪府藤井寺市沢田１丁目10番12号　メゾンドルチェⅠ―２Ｂ、前住所大阪府柏原市玉手町18番63―101号
債務者　興梠　小枝（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
大阪府松原市天美南５丁目11番17号　コスモ天美
債務者　南野由紀子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
堺市北区東浅香山町１丁19番地９
債務者　永橋千鶴子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
大阪府羽曳野市はびきの５丁目６番６号
債務者　野原　有美
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
堺市西区浜寺船尾町西２丁79番地１　浜寺団地２棟41号
債務者　多田　健一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
堺市南区鴨谷台３丁２番４―408号、前住所堺市南区新檜尾台２丁２番１―316号
債務者　澤井　敏江
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
大阪府羽曳野市島泉８丁目２番10号、前住所大阪府羽曳野市島泉５丁目８番10号
債務者　森　　健樹
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係